

(設置)

第1条 鹿児島市の行政改革の推進に資するため、鹿児島市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱案の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進について助言等を行うこと。
- (3) 行政評価の実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、副会長及び委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(評価部会)

第6条 第2条第3号に関する事項を実施するため、委員会に2つの評価部会を置くことができる。

2 評価部会に係る事項については、会長が定める。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、委員会に検討委員会を設けることができる。

2 検討委員会の組織、その他必要な事項については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。